

監査上の主要な検討事項（KAM）の導入2年目の変化：項目と文章内容についての予備研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-10-16 キーワード (Ja): キーワード (En): Key Audit Matters, KAM, Text Mining, Text Analysis 作成者: 榮田, 悟志, 星野, 雄介 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1575

監査上の主要な検討事項（KAM）の導入 2 年目の変化 —項目と文章内容についての予備研究—

The Change of Key Audit Matters (KAM) in Japan in First Two Years:

- A Pilot Study of Items and Text Analysis -

榮田 悟志（武蔵野大学 経営学部 講師、公認会計士）¹

星野 雄介（武蔵野大学 経営学部 准教授）²

Abstract

The purpose of this study is to identify the changes in Key Audit Matters (KAM) in Japan from 2020 to 2021. Since KAM is still in its introduction stages in Japan, previous studies have mainly focused on describing the snapshot of KAM in 2020. In addition, text analysis, which has recently been attracting attention in other countries, has been rarely utilized. In this study, we will approach the changes in KAM from 2020 to 2021 through descriptive statistics and text analysis. Our analysis revealed that, in 2020-2021, (1) the number of KAM items decreased, (2) text length increased, (3) modification patterns such as adding, detailing, or simplifying were found, and (4) COVID-19 affected KAM. The results can be interpreted in four ways: refinement process, boilerplate, context-dependence, and qualitative differences between early and mandatory adoption.

Keywords: Key Audit Matters, KAM, Text Mining, Text Analysis

1. はじめに

本研究の目的は、有価証券報告書における「監査上の主要な検討事項」（Key Audit Matters、以下、「KAM」と表記する。）について、2020 年 3 月期と 2021 年 3 月期の変化を定量的・定性的に明らかにすることである。より具体的な問いは、第 1 に、KAM の項目はどのように変化したのか、そして第 2 に、KAM

の記述内容はどのように変化したのか、である。なお、日本における KAM の強制適用は 2021 年 3 月期からであることから、2020 年 3 月期に KAM の早期適用を実施した企業をサンプルとして分析を進めていく。

まず、本論に入る前に、KAM についての動向を整理する。国際的に採用されてきた監査報告書は監査人と投資家のコミュニケーションを行う手段であるが、記載内容が標準化されており、監査人の意見を簡潔に表現するに過ぎず監査に関する情報を提供していないという批判はかねてより存在していた。米国公開企業会計監視委員会（Public Company Accounting Oversight Board、以下「PCAOB」と表記する。）によると、米国の監査報告書に関する記述ではあるが、「監査報告書は 1940 年代以降、ほとんど変更されてない（PCAOB, 2017, p. 2）」と表現するほど、監査報告書には監査のプロセスに関する概要は記載されるものの、特に個別論点に関する監査実施のプロセスは記載されず、財務諸表全体に対する意見のみが記載されるという意味において、形式については、ほとんど変わっていないともいえる。このような見方は概ね日本の監査報告書にもあてはまると考えられる。KAM は、監査人と投資家との間に存在する情報の非対称性を緩和し、監査報告書の価値の向上に資するため、監査プロセスの透明化を図り、投資家に伝える手段として開発された。KAM の重要な位置づけは、監査意見ではなく、監査人が実施した監査のプロセスに関する情報を提供するという点にある。このため KAM は監査意見とは明確に区別されなければならない。また、KAM として記載される内容は、監査役等と協議した中から、特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、重要な虚偽表示リスクが高い事項、見積もりの不確実性が高いと判断された事項等のうち特に注意を払った事項を決定し、この中でも職業専門家として特に重要であると判断した事項を KAM として決定する³。以上より KAM とは「当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」と定義されている⁴。

日本においては、2015 年に発覚した東芝の粉飾決算を契機として、金融庁主導により「会計監査の在り方に関する懇談会」が開催され、2016 年 3 月に『―会計監査の信頼性確保のために―「会計監査の在り方に関する懇談会」提言』が公表された。2016 年の金融庁の提言を受け、日本経済団体連合会、日本監査

役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁の意見交換を行い、2017年6月に『「監査報告書の透明化」について』を金融庁が公表した。この意見書のなかで、KAMの監査報告書への記載に関して、「会計監査の在り方に関する懇談会」で交換された意見を集約し、「透明化」の導入に関して具体的に検討を進めていくことが課題とされた。以上を踏まえ、2017年10月17日開催の企業会計審議会第38回監査部会より、KAMに関する議論が本格化し、2018年7月に「監査基準の改訂に関する意見書」が企業会計審議会から公表され、KAMが2021年3月期の決算から強制適用となり、それ以前の決算期の監査から早期適用することを妨げないとされた⁵。

米国では KAM に類似する概念である CAM (Critical Audit Matters、以下「CAM」と表記する。) が大規模早期提出会社の監査においては 2019 年 6 月 30 日以降終了事業年度の監査から、それ以外の監査においては 2020 年 12 月 15 日以降終了事業年度の監査から適用されている (PCAOB, 2017, p. 114)。米国では 2008 年に、米国財務省の監査職業専門家に関する諮問委員会 (Advisory Committee on the Auditing Profession) が PCAOB に監査報告書の改善を推奨し、PCAOB は 2010 年から監査報告書に関する基準設定プロジェクトを開始し、最終的に 2017 年 6 月 1 日に CAM に関する事項が決定した。

国際監査基準 (International Standard on Auditing、以下「ISA」と表記する。) については、2009 年に ISA の設定主体である国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board、以下「IAASB」と表記する。) と米国公認会計士協会の監査基準委員会 (Auditing Standards Board of the American Institute of Certified Public Accountants) は共同で、財務諸表監査と監査報告書に関して財務諸表利用者の様々な階層における認識を明らかにするために学術的研究を委託し、2009 年 9 月までに 4 つの報告書が完成した⁶。2012 年 6 月には「監査報告書の改善」として 2 か月間の意見の募集を行った。2013 年 7 月に公開草案を公表し意見を募集し、2014 年 9 月に IAASB の会議において最終的に承認に至ることとなり、2015 年 1 月 15 日に、IAS は、IAS701 を開発し公表するとともに、関連する IAS700、IAS705、IAS706、IAS570、IAS260 を改訂した。さらに上記開発と改訂と並行して IAS720 を 2015 年 4 月に改訂・公表した。KAM は 2016 年 12 月 15 日以降に終了する事業年度の財務諸表の監

査に適用されることとなった。なお、対象会社は上場企業のみとされている。

このように、諸外国でも KAM の導入からそれほどの時間が経過しているわけではないが、ある一時点の分析だけでなく、時系列の変化も重要な論点となっている（小松, 2018）。そこで、本研究では、日本で導入された KAM の初年度から 2 年度の変化に注目する。その際、記述統計に加えて、近年、ディスクロージャ研究で注目されているテキスト分析（Dyer et. al, 2017; Lang & Stice-Lawrence, 2015; Melloni et. al, 2017）を簡易的に適用することで、記述内容についても定量的・定性的に変化を測定していく。

本論文は、以下のような構成になっている。第 2 節においては先行研究を主に諸外国・日本の両面から整理していく。第 3 節においては、分析の方法を整理する。第 4 節は得られた結果について整理する。第 5 節が、結果のディスカッションと結論である。

2. 先行研究

（1）諸外国における KAM の研究動向

KAM は日本においては 2021 年 3 月期より強制適用になっているが、諸外国においては、導入後数年が経過している。そのため、KAM についての先行研究については、まず、諸外国の動向を確認する必要がある。

小松（2020）は、諸外国の研究動向は、大きく分けて第 1 に制度化の研究、第 2 に経験的研究の 2 種類に分類されると述べている。第 1 の制度化の研究には①IAASB、EU 等の国際的な動向の研究や、②すでに KAM を導入した国々の動向の研究に分類される。また、第 2 の経験的研究は、①実験研究、②アーカイバル研究、③記述内容の研究に分類されている。

後者の経験的研究については、佐々木（2021）が詳細に検討している。①実験研究がまず取り上げられる理由は、KAM が採用されている期間は短いことから、分析に足りうるデータの蓄積を待つよりも、積極的に実験環境を設定することが 1 つの領域となったためである。実験的手法では、投資家・経営者・監査人・陪審員といった企業の利害関係者への KAM の影響が検討されている。上記②のアーカイバル研究については、実験研究と同様に、KAM の企業の利害関係者への影響が、様々な視角から実証的に分析され、次に述べる③の記述内容

についての分析結果も変数として組み込まれている。最後に、上記③記述内容については、小松（2020）と佐々木（2021）の位置づけは若干異なるものの、記述項目や内容の質的分析・テキスト分析を用いた研究といえよう。特に佐々木（2021）は情報価値の面から監査報告書のボイラープレート化と可読性に着目して、既存研究を分析している。

（2）日本における KAM の研究動向

日本においては 2020 年から早期適用が始まったことから、研究の動向は、第 1 に KAM を作成する際の留意点に関する研究（「制度化研究」）と、第 2 に KAM の内容についての分析（「アーカイバル研究」内③内容の分析）に分類されそうである。

第 1 の KAM を作成する際の留意点については、例えば、すでに KAM を導入している諸外国で認識されている傾向と課題を明らかにした研究（千代田, 2019; 松本, 2020）や、監査事務所へのアンケートを用いた研究（小平, 2021; 松本, 2020; 水口, 2020）、作成プロセスや作成にあたっての留意点を明らかにした研究（小平, 2021; 永井, 2020; 弥永, 2020; 結城, 2020）などがみられている。

第 2 の研究領域が、KAM の早期適用企業における状況の整理である。早期適用企業数・KAM の個数・KAM の内容を、業種・会社規模・適用されている会計基準といった軸で集計することで、早期適用の実態を明らかにしている（大瀧, 2020; 加藤, 2021; 佐久間, 2021; 住田, 2020; 中村, 2020; 鉛山, 2021; 日本会計士協会, 2020; 水口, 2020）。また、特徴的な企業をいくつか取り上げて、KAM の内容を質的に分析する研究もある（大瀧, 2020; 加藤, 2021; 中村, 2020; 日本会計士協会, 2020; 水口, 2020）。特に潜在的影響額と発生可能性の大きさを見積り、表に整理した AOKI ホールディングスの事例が注目を集めているようである。

アーカイバル研究には③記述の分析が含まれるが、日本においては、KAM の記述についての研究はほとんど進んでいないといえる。しかしながら、その中で、テキスト分析を行っている 3 つの研究を整理する。

まずは、早期適用企業の KAM の文字数について集計されている（住田, 2020）。文字数は情報量（Dyer. Et al, 2017; Lang and Stice-Lawrence, 2015）や簡潔さ

（Melloni et. al, 2017）を意味しており、テキスト分析手法のとして重要である。ただし、詳細さと簡潔さのバランスをとることが重要であると指摘されており（日本公認会計士協会, 2021）、必ずしも長ければよいというわけではない。

次に、KAM の内容についての比較事例研究もある。安田（2020）は、文章の形式が画一的になり情報提供の意味をなさなくなるという「ボイラープレート化」への懸念を念頭に、トヨタ自動車・デンソー・本田技研工業という自動車産業に属する3社のKAMを比較した。3社に共通している「製品保証引当金の見積計上」を比較した結果、監査法人が異なっているにもかかわらず、「製品保証引当金の見積計上」という項目がKAMとなっていること、そして、見積もりの手続きについても、3社とも同様の構造になっていることを明らかにした。ただし、産業特性の可能性もあり、ボイラープレート化しているかどうかの検討にはより多くのサンプルと期間が必要だとも述べている。

最後に、テキスト分析の一種であるテキストマイニングをKAMに適用した研究がある。矢澤（2020）は、監査論におけるテキスト分析の重要性を述べたのちに、三菱ケミカルホールディングスの2019年3月期に試行的に公開されたKAMを対象に、日本語テキストマイニング・ソフトウェアであるKH Coderを用いたテキストマイニングを行っている。単語同士のつながりを図示した共起ネットワークからは、「経営者」という単語を媒介として、「事業計画」「見積り」「割引率」などの単語がつながっていることが明らかになっている。また、単語間の階層的クラスタリングからは、「のれんや仕掛研究開発費の減損」「無形資産評価に関する検討」「割引率に関する評価専門家による検証」等の6つのクラスタが抽出された。

以上の既存研究は、日本におけるKAMの早期適用企業の実態を記述統計とテキスト分析によって明らかにしようとしている。そこで本研究では、2020-2021年にかけての変化に注目することで、既存研究への貢献を目指したい。具体的には、住田（2020）のような文字数はそのまま採用する。他方で、安田（2020）の考えるボイラープレート化は重要な論点ではあるが、内容分析を行うか自然言語処理技術を用いるかも含め、本研究では取り扱わない。また、矢澤（2020）の考えるKAMのテキストマイニングについても、大規模な分析は矢澤の今後の研究に委ね、本研究では限られたサンプルでの2020-2021年比較にとどめるこ

ととする。

（３）コンテキストとディスクロージャ

研究を進めるにあたって、2020-2021 年という時代のコンテキストについて検討する必要があるであろう。2020 年 1 月に日本において新型コロナウイルスの感染者が見つかり、感染拡大とともに緊急事態宣言の発動にともなう飲食業の時短営業やテレワークの推進など、日本のみならず世界中で経済活動を止めるような動きが見られた。その結果、2020 年前半において早くも、新型コロナウイルスが様々な影響をもたらしている。

日本の経営学者と HR 総研による質問票調査（期間は 2020 年 4 月 17-24 日。回答 314 社）によると、2020 年 4 月下旬という感染拡大初期においてすら、業種を問わず 7 割以上の企業において売上が減少していること、テレワークは 8 割以上の企業で採用されていること、同時に従業員のコミュニケーションやメンタルに悪影響が出始めていることといった結果が報告された（原他, 2020）。さらに、このデータからは、業績やコミュニケーションへの影響は、企業規模や産業、企業年齢の影響を受けていることが明らかになっている。（服部他, 2020）。

このような新型コロナウイルスの経済活動への影響は、その後の有価証券報告書のディスクロージャにも影響を与えた。渡部（2021）は「パンデミック」という言葉のディスクロージャへの影響を分析している。新型コロナウイルスの感染拡大以前の 2019 年 3 月期に有価証券報告書の「事業等のリスク」部分にパンデミック関連用語について言及している 65 社について、2020 年 3 月期の有価証券報告書の記述と比較している。その結果、2020 年 3 月期にはパンデミックに関する記述が、より詳細で具体的になったこと、産業間でとらえ方が異なっていることが明らかにした。

このように、2020 年 3 月期すなわち、2020 年 6 月末時点でも有価証券報告書の記載に影響があるのであれば、2021 年 6 月末時点の有価証券報告書においては、なおさら影響がみられるはずである。2020 年 6 月末時点で、日本公認会計士協会（2020）は、KAM の内容を分類する際に「新型コロナウイルス感染症の拡大による影響」という項目を追加している。また、吉田（2021）はこの点

について「現状の新型コロナの影響を踏まえた減損処理については、重要な不確実性がある会計上の見積りということで、監査人において具体的な KAM 項目として選定されるケースも多いものと考えられる」（吉田, 2021, p. 71）と述べ、有価証券報告書の「事業のリスク」のみならず、監査報告書・KAM への影響に言及している。そこで、本研究では、KAM における新型コロナウイルスの影響についても検討していく。

3. 方法

（1） サンプル

本研究では、2020-2021 年の KAM の比較分析を行うにあたり、2020 年 3 月末に KAM を早期適用した 47 社をサンプルとした。矢澤（2020）も分析しているように、三菱ケミカルホールディングスは試行的に 2019 年 3 月期に KAM を公開しているし、例えばキヤノンも 2019 年と 2020 年 12 月期に KAM を公開している。しかしながら、時代のコンテクストを考慮に入れるのであれば、同じ時期に監査報告書が書かれたというのは重要である。特に新型コロナウイルスに関しては、数か月で大きく状況が変化してしまっている。そのため、2019 年 12 月期に KAM を公開したキヤノンを除き、2020 年 3 月期に KAM を公開していた 47 社を対象とした（表 1）。

この表 1 の中には非上場企業である三菱 UFJ 銀行、三菱 UFJ 証券も含まれている。本研究では、KAM の全体動向の変化を知ることが目的としているため、分析に含めている。

表 1 分析対象企業

企業名	業種	企業名	業種
マルハニチロ	水産農林業	AOKIホールディングス	小売業
三菱ケミカル	化学	綿半ホールディングス	小売業
日本酸素ホールディングス	化学	みずほフィナンシャルグループ	銀行業
エーザイ	医薬品	りそなホールディングス	銀行業
武田薬品工業	医薬品	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業
ENEOSホールディングス	石油石炭製品	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業
日立金属	鉄鋼	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業
住友金属鉱山	非鉄金属	新生銀行	銀行業
日立建機	機械	岡三証券グループ	証券商品先物取引業
ソニーグループ	電気機器	松井証券	証券商品先物取引業
三菱電機	電気機器	大和証券グループ本社	証券商品先物取引業
日立製作所	電気機器	野村ホールディングス	証券商品先物取引業
富士通	電気機器	第一生命ホールディングス	保険業
デンソー	輸送用機器	オリックス	その他金融業
トヨタ自動車	輸送用機器	日本取引所グループ	その他金融業
本田技研工業	輸送用機器	三井不動産	不動産業
オリンパス	精密機器	三菱地所	不動産業
四国電力	電気ガス業	東急不動産ホールディングス	不動産業
東急	陸運業	野村不動産ホールディングス	不動産業
ソフトバンク	情報通信業	メンバーズ	サービス業
三井物産	卸売業	総合警備保障	サービス業
三谷産業	卸売業	三菱UFJ銀行	その他（非公開企業）
住友商事	卸売業	三菱UFJ証券ホールディングス	その他（非公開企業）
		三菱UFJ信託銀行	その他（非公開企業）

（２） データ収集・処理

本研究ではデータ収集のために、企業情報データベースである eol（プロネクス社）を「監査上の主要な検討事項」で検索した結果を用いた。ただし、「コーポレート・ガバナンスの状況」等への記載⁷は無視し、監査報告書内に記述がある企業を目視で確認し分析対象とした。

データセットは「企業名」「産業」「連単」「監査法人」「KAM タイトル」に加え、「監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由」（以下、「内容・理由」と略す）、「監査上の対応」（以下、「対応」と略す）の全文を取得した。また、「その他の文章」として、「内容・理由」や「対応」といった明確な区分になっていない場合や、「該当する項目はなかった」「連結決算書と同じなので省略した」といった文章を取得している。

こうして得られたデータを記述統計、テキスト分析の 2 種類の目的に合わせ

る形で整形している。記述統計目的には、まず同じ項目が 2020-2021 年に出現しているかどうか、すなわち、2020 年のみで消滅した項目や、2021 年に新規で追加された項目がどれくらいあるかを明らかにするために、全文を目視でラベリングした。続いて、KAM の内容ごとの時系列変化を明らかにするために、KAM の「内容・理由」部分を目視で分類・整理した。分類整理の基準は、「固定資産の評価」「のれんの評価」「貸倒引当金の見積もり」といった日本公認会計士協会（2020）の 13 基準を用いた（表 2）。なお、目視による項目のラベリングや分類・整理は、公認会計士資格を持つ筆者が 1 人で行っている。

表 2 KAM 内容の分類

固定資産の評価	金融商品の評価
のれんの評価	繰延税金資産の評価
関係会社株式の評価	棚卸資産の評価
貸倒引当金の見積り	IT システムの評価
収益認識	新型コロナウイルス感染症関連
引当金の見積り（貸倒引当金以外）	その他の領域
組織再編	

出所：日本公認会計士協会, 2020, p.4 より筆者作成

また、新型コロナウイルスの影響を分析するために、日本公認会計士協会（2020）のような KAM 項目の分類に加え、「内容・理由」「対応」の文章内に「コロナ」という単語が含まれているかを判別する必要がある。コロナという単語を検索ワードとした理由は、この単語は「コロナ禍」や「ウィズ・コロナ」といった表現にも使われており、より幅広く新型コロナウイルスの影響を分析することが可能であるためである。ただし、本研究では「コロナ」という単語が何回出現したか、ではなく、「コロナ」という単語が含まれている「内容・理由」「対応」がいくつあるかを集計していることに注意が必要である。

テキスト分析のためには、第 1 に、タイトルと KAM の冒頭文章を削除した。理由はテキストの内容によりフォーカスするためである。しかしながら、この処理によって住田（2020）の文字数とはずれが生じているが、傾向を分析するには十分だと考えた。第 2 に全角数字を半角数字に変更した。全角数字と半角

数字の違いは、情報量・内容に影響を与えないにも関わらず、のちに述べる「差分」として抽出されてしまうためである。第3が半角・全角の空白を削除した。これによって、“I have a pen”が“Ihaveapen”のように英単語がすべて連続してしまうが、本研究では単語の差異ではなく文字の差異を測定することから、問題がないと判断した。第4が、改行の削除である。文章の校正においては、どこに改行を入れるかは重要である。しかしながら、元資料に手動で細かく改行が加えられているケースがあり、以降のテキスト差分の分析に差し支えることから、改行はすべて削除した。

（3） 分析

このようにして収集・成形されたデータを記述統計、テキスト分析の2種類の方法で分析した。前者の記述統計については、2020-2021年の「継続・消滅・新規」という観点、また、KAM項目ごとの増減を分析した。

また、テキスト分析においては、それぞれのテキストの文字数と文字数の変化を測定した。のちに見るようにテキストマイニング・ソフトウェアを用いれば単語数の測定は容易である。しかしながら、筆者らが用いるKH Coderの機能上、修正内容のパターンを単語の差分から明らかにすることが難しいため、本研究においては文字数と文書間の差分データを収集することとした。

文字数については住田（2020）を参照し、連結・単体で集計している。さらに、文字数の増減を深く分析するためには、修正の過程、すなわち削除と追記のデータを収集することが必要である。その削除と追記に関するデータについては、「文書比較ツール」（<http://lab.hidetake.org/diff/>）を用いて収集した。当該サイトは“Diff-Match-Patch”⁸というGoogleが公開しているテキスト分析ライブラリを用いていることから、一定の信頼性が確保されているといえる。文書比較ツールによる結果は図1のように表示される。図1の「旧文」部分に2020年のテキストを入力し、「新文部分」に2021年のテキストを入力する。その結果得られる「削除された文字」「追加された文字」を取得できる。この手続きを「内容・理由」と「対応」のすべての継続項目について行った。

図1 文書比較ツール

文章比較ツール

新旧の文章を比較し、差分を表示します。

新文

1.
国の行政機関が保有する個人情報の保護については、行政機関個人情報保護法を適切に運用するため、同法の運用の統一性、法適合性を確保する立場にある総務省は、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知）を策定し、個人情報の適切な管理を徹底してきたところであり、引き続き、各行政機関及び国民に対して、パンフレットの配布や説明会の実施等を行い同法の周知を図るとともに、施行状況の概要の公表等国民に対する情報提供を行い制度の運用の透明性を確保する。

旧文

1-1.
国の行政機関が保有する個人情報の保護については、行政機関個人情報保護法を適切に運用するため、同法の運用の統一性、法適合性を確保する立場にある総務省は、①各行政機関が保有する個人情報の適切な管理に関する指針等を策定するとともに、②各行政機関及び国民に対して、パンフレットの配布や説明会の実施等を行い同法の周知を図り、③施行状況の概要の公表等国民に対する情報提供を行い制度の運用の透明性を確保する。



追加された文字 66

1. 国の行政機関が保有する個人情報の保護については、行政機関個人情報保護法を適切に運用するため、同法の運用の統一性、法適合性を確保する立場にある総務省は、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知）を策定し、個人情報の適切な管理を徹底してきたところであり、引き続き、各行政機関及び国民に対して、パンフレットの配布や説明会の実施等を行い同法の周知を図るとともに、施行状況の概要の公表等国民に対する情報提供を行い制度の運用の透明性を確保する。

削除された文字 14

1-1. 国の行政機関が保有する個人情報の保護については、行政機関個人情報保護法を適切に運用するため、同法の運用の統一性、法適合性を確保する立場にある総務省は、①各行政機関が保有する個人情報の適切な管理に関する指針等を策定するとともに、②各行政機関及び国民に対して、パンフレットの配布や説明会の実施等を行い同法の周知を図り、③施行状況の概要の公表等国民に対する情報提供を行い制度の運用の透明性を確保する。

出所：「文書比較ツール」（<http://lab.hidetake.org/diff/>）。最終閲覧日：2021年9月1日。

「削除された文字」「追加された文字」の文字数を用い、それぞれ2020年の文字数で除すことで削除率（＝「削除された文字」÷「2020年の文字数」）、追加率（＝「追加された文字」÷「2020年の文字数」）を求めた。削除率・追加率によって単純な文字数の変化にとどまらず、どれくらい修正したのか、を明らかにすることができる。

さらに、「内容・理由」「対応」について、その修正のパターンを目視で整理した結果、5つの修正パターンがあった。「①改変なし」は、記号、送り仮名等の軽微な変更や数値のみの変更とした。「②軽微な修正」は、記載内容に実質的に変化がないものや、表現方法の修正・変更及び同程度の文字数の増減で表現方法の見直しを行ったものとした。「③最新事情追加」は、当期中の新たな事象の追加、コロナの見通しや状況の変化に関する追加記載があったものや、財務諸表や注記からは判断することができない数値の更新や新規記載があったものとした。「対応」については、当期に生じた監査手続の記載を追加したものを対

象とした。「④記載内容の精緻化・詳細化」は、表現を見直し、前年度に比較して、詳細に内容や仮定を記載したものとした。「対応」の場合は、監査手続をより詳細に記載したものを対象とした。そして、「⑤記載内容の簡素化」は、表現を見直し、記載内容を簡素化したものや不要部分を削除したもの、さらには連結と実質的に同一なので、省略するものとしたものを対象とした。これらの5つの修正パターンは1つの文書で重複する可能性がある。それゆえ、複数の修正パターンにあてはまる場合は、すべてカウントした。なお、修正パターン化及び修正パターン分類も、公認会計士資格を持つ筆者が単独で目視で行っている。

次に、2020-2021年に共通のコンテキストとして、新型コロナウイルスの感染拡大がKAMにも影響していたのかを分析する。コロナという単語が含まれている「内容・理由」「分類」はいくつあるのか、そして、コロナという単語が含まれていた場合の文字数についての2020-2021年比較を行う。

最後に、「内容・理由」と「対応」それぞれのテキストマイニングを行った。テキストマイニングとは、「膨大なテキスト（文書）情報の中から有用な情報を掘り出す（マイニング）ことで、定形化されていないテキストデータを、一定のルールに従って定形化して整理し、データマイニングの手法を用いながら、相関関係などの定量分析を行う手法」と定義されている（齋藤, 2012。括弧は原文ママ）。

また、分析の方向性としては、何らかの仮説をもとに作成した辞書や分類基準をもとにテキストマイニングを行う Dictionary-based アプローチと、テキストの分析によって自動的に発見・分類していく Correlation-based アプローチの2種類がある（樋口, 2004）。本研究では、2020-2021年のKAMの記述の変化の全体像を明らかにしたいことから、後者の Correlation-based アプローチを採用し、矢澤（2020）と同様に、共起ネットワーク分析によって、2020年と2021年の単語間のつながりを明らかにしていく。ただし、共起ネットワークを作るにあたり、出現回数の多い単語のみを対象とした共起ネットワークと、中程度の単語を対象としたものとの2種類を作成した。会計監査は高度に専門的であることから用語が企業間・監査法人間で共通している可能性が高い。そのため、時代を反映させる単語は、最頻出単語よりも出現数が少ない単語に現れる可能性がある。そこで、最頻出単語をストップワードのように用いることで、中程

度の出現単語においても、時代の変化をとらえることを試みる。そのために、本研究では、「内容・理由」「対応」ともに最頻出 60 語に加え、中程度出現 60 語の共起ネットワークを用いる。ただし、「対応」については同じ回数出現した単語があったため最頻出 61 語とした。

以上のテキストマイニングのために日本語テキストマイニング・ソフトウェアである KH Coder (ver. 3. Beta. 03g) を用いた。なお、今回は矢澤（2020）のような専門用語辞書を作らずに、形態素解析エンジンである Mecab をそのまま用いている。

4. 結果

（1） 項目の変化

表 3 では、2020-2021 年にかけての、KAM 項目数の変化を整理している。表 3 から明らかなように、継続項目が 117 項目であった。2020 年のみに記載されていた項目（表 3 の「消滅」）が 43 項目に対し、2021 年に現れた項目（同「新規」）は 33 項目であり、全体として KAM の項目が 160 個（=117+43）から 150 個（=117+33）へと 10 項目減少している。連結・単体基準で整理すると、連結の KAM 項目が 24 個から 16 個へと、8 個減少していることが分かる。それゆえ、KAM 項目の減少は連結が大部分であるといえる。

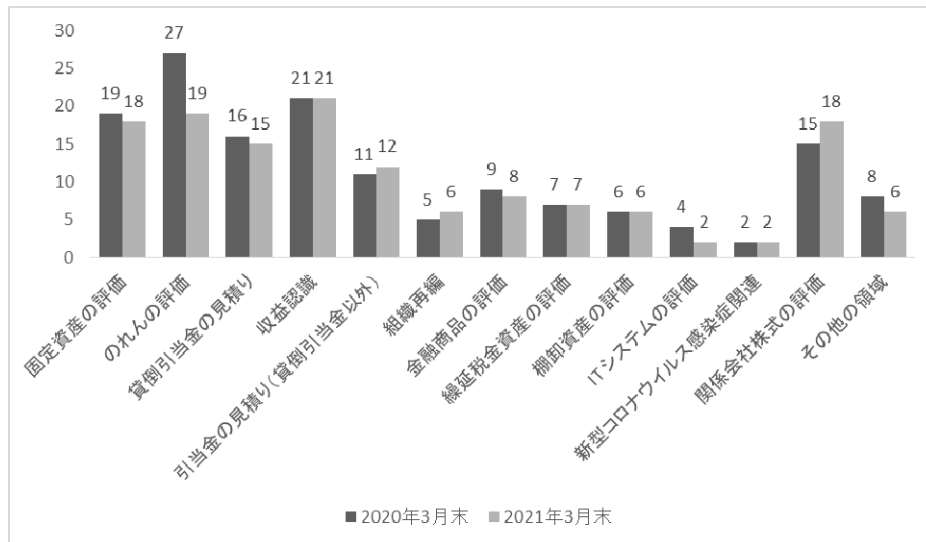
表 3 KAM 項目

	個数
単体・継続	38
単体・消滅	19
単体・新規	17
連結・継続	79
連結・消滅	24
連結・新規	16
連単・継続	117
連単・消滅	43
連単・新規	33

続いて、内容の変化を明らかにするために、KAM の内容別に 2020-2021 年の

変化を整理し直したのが、図2である。図2からは、2020-2021年にかけて「のれんの評価」が、27個から19個へと減少したと特徴的である。続いて、「関係会社株式の評価」が3増加し、「ITシステムの評価」が2減少している。

図2 KAM 項目の変化



(2) 文字数の変化

続いて、文字数の2020-2021年の変化を表4に整理する。表4からは、第1に、両年ともに「内容・理由」の文字数は「対応」の文字数よりも多いことが分かる。これは住田（2020）の集計とも一致している。「内容・理由」の文字数を「対応」の文字数で除した比率も、1.2程度と、おおむね一致している。第2に、「内容・理由」「対応」ともに、2020年から2021年にかけて文字数が増加している。そして、その増加率はおおむね1.1程度であり、1割程度多めに記述されていることが分かる。第3に、2020-2021年にかけて単体では文字数が伸びないあるいは、減少するという傾向がみられた。

表 4 文字数の変化

	連単別	2020年3月末	2021年3月末	総計
「内容・理由」	単体	506.3	534.8	521.2
	連結	688.4	789.8	737.1
	全平均	647.4	724.1	685.0
「対応」	単体	415.1	394.1	404.6
	連結	578.1	655.2	615.1
	全平均	541.4	592.5	566.2

続いて、差分データを整理したのが、表 5 である。表 5 からは、第 1 に、「内容・理由」「対応」とともに、おおむね 2 割程度を削除し、3 割程度を追記していることが分かる。これにより、表 4 で確認した、およそ 1.1 倍の文字数増加につながる。第 2 に、連結・単体を比較したとき、修正の方向が異なることである。特に追記にそれが顕著である。「内容・理由」「対応」とともに単体よりも連結のほうが、大幅に削除・追加している。

表 5 テキストの削除率・追加率

	単体	連結	全体
「内容・理由」削除率	9.0%	21.8%	19.4%
「内容・理由」追加率	21.4%	36.1%	33.3%
「対応」削除率	25.0%	21.4%	22.0%
「対応」追加率	18.8%	35.0%	32.1%

最後に、修正のパターンを整理していく。修正パターン①から⑤について、重複も含めてカウントした結果が表 6 である。表 6 より、「内容・理由」については、「③最新事情追加」「④記述内容の精緻化」の 2 点で全体の 7 割を占めている。例えば、野村ホールディングスでは、訴訟に見積もりについて最新の状況を追加しており、「③最新事情追加」に該当する（図 3-a）。また、第一生命ホールディングスでは、繰延税金資産の発生原因を具体的に記述していることから、「④記述内容の精緻化」に該当すると考えられる（図 3-b）。このように「内容・理由」については、詳述しようという傾向が見て取れる。「対応」についても「③最新事情追加」「④記述内容の精緻化」といった対応が多い一方で、「⑤記載内容の簡素化」が「内容・理由」よりも多い。例えば、住友商事では、詳

細な手続きを大幅に削除し、文章を簡略化していることから、「⑤記載内容の簡素化」に該当する（図 3-c）

表 6 修正パターンと件数

	「内容・理由」	「対応」
①改変なし	10	19
②軽微な修正	32	19
③最新事情追加	57	32
④記載内容の精緻化	57	44
⑤記載内容の簡素化	8	23
合計	164	137

註：当てはまるパターンをすべて選択していることから、合計はサンプル数より増えている。

図 3 修正のパターン

【a ③最新事情追加 野村ホールディングス 「内容・理由」】

追加された文字 248

「注記21コミットメント、偶発事象及び債務保証」に開示されているとおり、会社は訴訟や規制当局の調査、その他の法的手続に係っている。会社は、2021年3月31日において訴訟及びその他の法的手続に対する引当金を62,889百万円認識している。また、偶発事象のうち、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるものについて、負債計上額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額を約480億円として開示している。会社は、当連結会計年度において法的費用を41,131百万円計上している。会社は、連結財務諸表の作成基準日時点に負債が発生している蓋然性が高く、金額を合理的に見積もることができる偶発事象について負債を認識している。これに関連して、経営者は、損失の発生する合理的な可能性があるか、もしくは負債として認識されている金額を超える損失が発生する合理的な可能性のある偶発事象の重要性の評価を行っている。そのような損失や追加的な損失が発生する合理的な可能性があり、財務諸表に重要な影響を与える場合には、会社は偶発損失の性質や潜在的損失額又は損失の範囲の見積り、もしくは見積りを行うことができない旨を注記に記載している。経営者が実施した、偶発損失が発生する蓋然性が高く、(Probable) かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な状況なのか、発生する合理的な可能性がある状況 (Reasonably possible) なのか、もしくは可能性が低い状況 (Remote) なのかの判断や関連する開示を監査するためには、複雑かつ高度な判断が必要となる。経営者は、2021年3月31日時点での義務の有無及び偶発損失を計上すべきかを判断する必要がある。これには、認識された偶発損失に関する資金流出が発生する可能性の有無や信頼性をもって見積もることができるかどうかの判断を伴う。加えて、予想される損失が生じる蓋然性が高い状況なのか、それとも合理的な可能性がある状況なのかどうかを判断する必要がある。このため、訴訟及びその他の法的手続に対する引当金を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

削除された文字 32

「注記21コミットメント、偶発事象及び債務保証」に開示されているとおり、会社は規制当局の調査や訴訟、その他の法的手続に係っている。会社は、連結財務諸表の作成基準日時点に負債が発生している蓋然性が高く、金額を合理的に見積もることができる偶発事象について負債を認識している。これに関連して、経営者は、損失の発生する合理的な可能性があるか、もしくは負債として認識されている金額を超える損失が発生する合理的な可能性のある偶発事象の重要性の評価を行っている。そのような損失や追加的な損失が発生し、財務諸表に重要な影響を与える合理的な可能性のある場合には、会社は偶発損失の性質や潜在的損失額または損失の範囲の見積り、もしくは見積りを行うことができない旨を注記に記載している。経営者が実施した、偶発損失が発生する蓋然性が高くかつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な状況なのか、発生する合理的な可能性のある状況なのか、もしくは可能性が低い状況なのかの判断や関連する開示を監査するためには、複雑かつ高度な判断が必要となる。経営者は、2020年3月31日時点での義務の有無及び偶発損失を計上すべきかを判断する必要がある。これには、認識された偶発損失に関する資金流出が発生する可能性の有無や信頼性をもって見積もることができるかどうかの判断を伴う。加えて経営者は、予想される損失が生じる蓋然性が高い状況なのか、それとも合理的な可能性がある状況なのかどうかを判断する必要がある。このため、法令諸規則等への違反や訴訟に対する引当金を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

【b ④記述内容の精緻化 第一生命ホールディングス 「内容・理由」】

追加された文字 124

第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、回収可能性があると判断された繰延税金資産については、繰延税金負債と相殺された上で繰延税金資産12,014百万円及び繰延税金負債558,387百万円が計上されている。【注記事項1（税効果会計関係）】に記載されているとおり、回収可能性があると判断された繰延税金資産の金額は740,856百万円である。特に、その大半を占める、連結子会社である第一生命保険株式会社における繰延税金資産684,385百万円が重要であり、その主な発生原因は、保険契約準備金、退職給付引当金、価格変動準備金である。第一生命保険株式会社の繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）で示されている。会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存し、これらは経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う。以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。

削除された文字 24

第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、回収可能性があると判断された繰延税金資産については、繰延税金負債と相殺された上で繰延税金負債296,142百万円が計上されている。（税効果会計関係）注記に記載されているとおり、回収可能性があると判断された繰延税金資産の金額は741,445百万円であり、その大半を占める第一生命保険株式会社における計上額が特に重要である。繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存し、これらは経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う。以上を踏まえ、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。

【c ⑤記載内容の簡素化 住友商事 「対応」】

追加された文字 25

当監査法人は、欧米州青果事業における無形資産の評価について、使用価値の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。(1)内部統制の評価のれん又は耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位グループの減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の測定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。(2)使用価値の見積りの合理性の評価使用価値の見積りの基礎となるパナソニック、メロン事業及びマッシュルーム事業の事業計画の策定にあたって採用された主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者及び各事業の責任者に対して質問を実施したほか、主に以下の手続を実施した。●各事業の将来の販売計画の前提となる販売数量及びマージンの見通しに関する仮定について、過去の実績販売数量及び実績マージンと比較したほか、外部の調査機関が公表した将来予測が入手可能な事業については当該外部情報との整合性を確認することにより、経営者の仮定の合理性を検討した。●主要な仮定である割引率について、当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用して、割引率の算定方法の適切性を評価するとともに、インプットデータを外部の情報源と照合した。

削除された文字 231

当監査法人は、欧米州青果事業における無形資産の評価に関連する使用価値の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。(1)内部統制の評価のれん又は耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位グループの減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。(2)使用価値の見積りの合理性の評価使用価値の見積りの基礎となるパナソニック、メロン事業及びマッシュルーム事業の事業計画の策定にあたって採用された主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者及び各事業の責任者に対して質問を実施したほか、主に以下の手続を実施した。●各事業の将来の販売計画の前提となる販売数量及びマージンの仮定について、過去の実績販売数量及び実績マージンと比較するとともに、外部の調査機関が公表した将来予測が入手可能な事業については当該外部情報との整合性を確認することにより、経営者の仮定を批判的に検討した。●事業計画に含まれる主要な仮定である販売数量及びマージンの合理性についての評価結果や、各事業の過去の事業計画の達成状況と差異要因についての検討結果等を踏まえて、事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の将来キャッシュ・フローを独自に見積った。そのうえで、経営者による見積りとの比較や減損損失の認識の要否の判定に与える影響について検討した。また、主要な仮定である割引率について、当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用して、割引率の算定方法の適切性を評価するとともに、インプットデータを外部の情報源と照合した。加えて、インプットデータを変動させた場合の減損損失の認識の要否の判定に与える影響について検討した。

（3）新型コロナウイルスの KAM への影響

表 7 は、「コロナ」という単語が含まれている「内容・理由」「対応」の数を示している。表 7 からは、第 1 に、「内容・理由」「対応」とともに、「コロナ」が含まれている文書が、2020-2021 年にかけて 2 割程度増えているということである。第 2 が、1 割程度ではあるが、「対応」のほうが「内容・理由」よりも「コロナ」という単語を用いていることである。

表 7 「コロナ」が含まれる KAM の個数

	2020年3月末	2021年3月末	総計
「内容・理由」	28	34	62
「対応」	30	38	68

表8は、「コロナ」が含まれる項目と、そうでない項目の平均文字数を比較している。表からは、「内容・理由」「対応」とともに、「コロナ」が含まれる項目のほうが、文字数が多いことを示している。

表8 「コロナ」が含まれる KAM の平均文字数

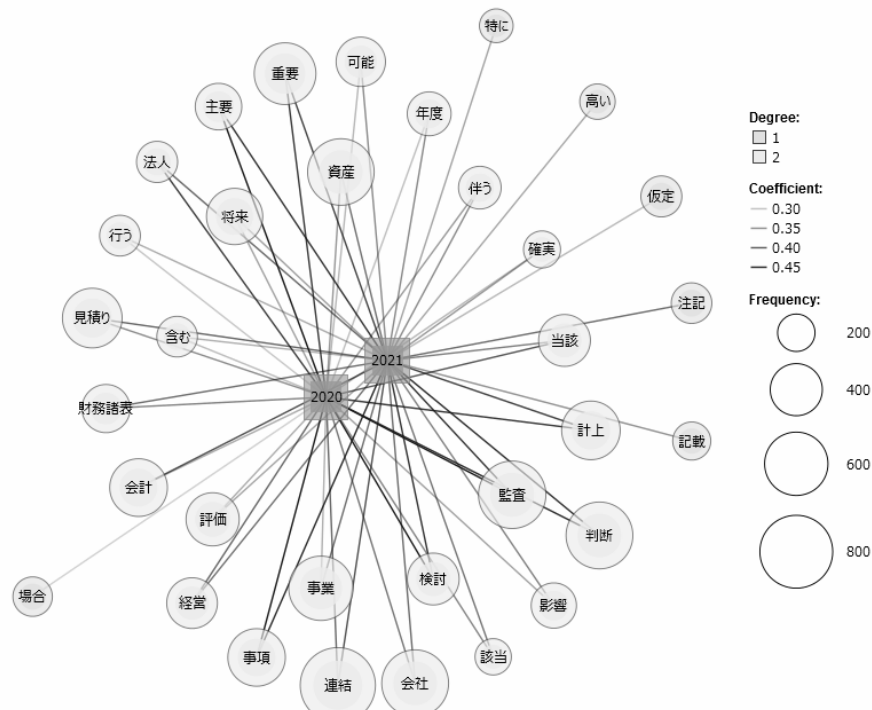
		2020年3月末	2021年3月末	総計
「内容・理由」	「コロナ」なし	613.8	689.7	649.4
	「コロナ」あり	795.3	859.7	830.6
「対応」	「コロナ」なし	507.7	518.4	512.6
	「コロナ」あり	656.8	776.0	723.4

（４） テキストマイニングの結果

図4は、「内容・理由」についての共起ネットワーク図を示している。図4-aが最頻出60語による共起ネットワークである。一見して明らかなように、ほとんどの単語が、2020年・2021年の両方につながっている。周辺部に位置する「場合」は2020年に、「特に」「高い」「過程」「注記」「記載」といった単語は2021年にのみつながっているが、出現数（円の大きさ）はそれほど多くない。このことから、最頻出単語という観点では、2020-2021年でテキストの表現が大きく変化しているわけではないといえる。他方で、中程度出現60語の共起ネットワーク（図4-b）からは、2021年に明確に新型コロナウイルスの感染拡大を示唆する単語が出現している。

図4 「内容・理由」の共起ネットワーク

【a 最頻出 60 語】



【b 中程度出現 60 語】

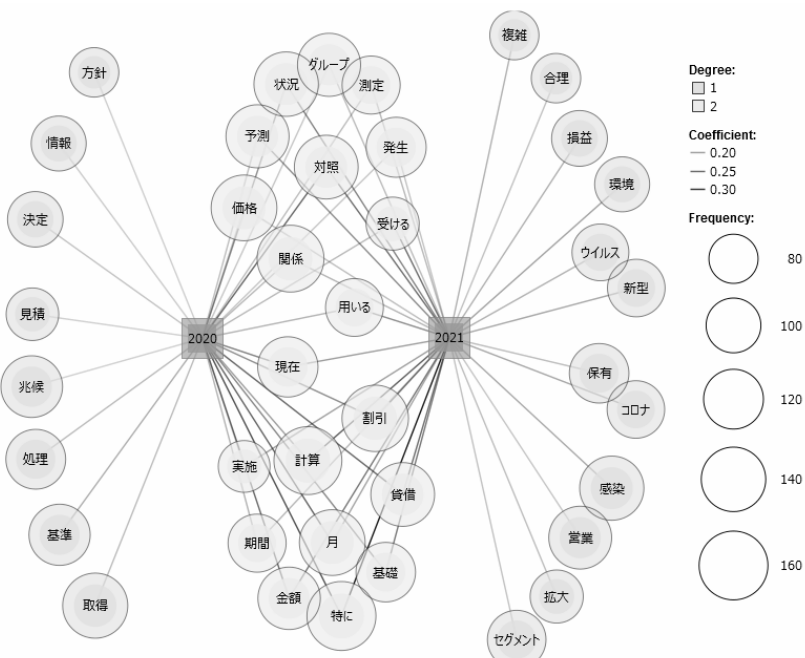
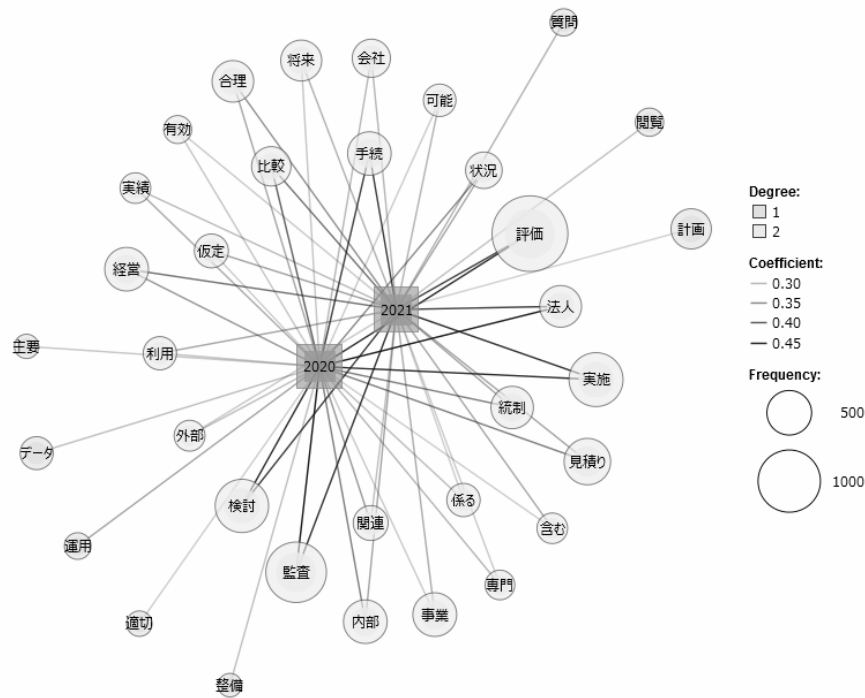


図5は「対応」についての共起ネットワークである。図5-aの最頻出61語の共起ネットワークでは、「内容・理由」の図4-aと同様に、多くの単語が2020

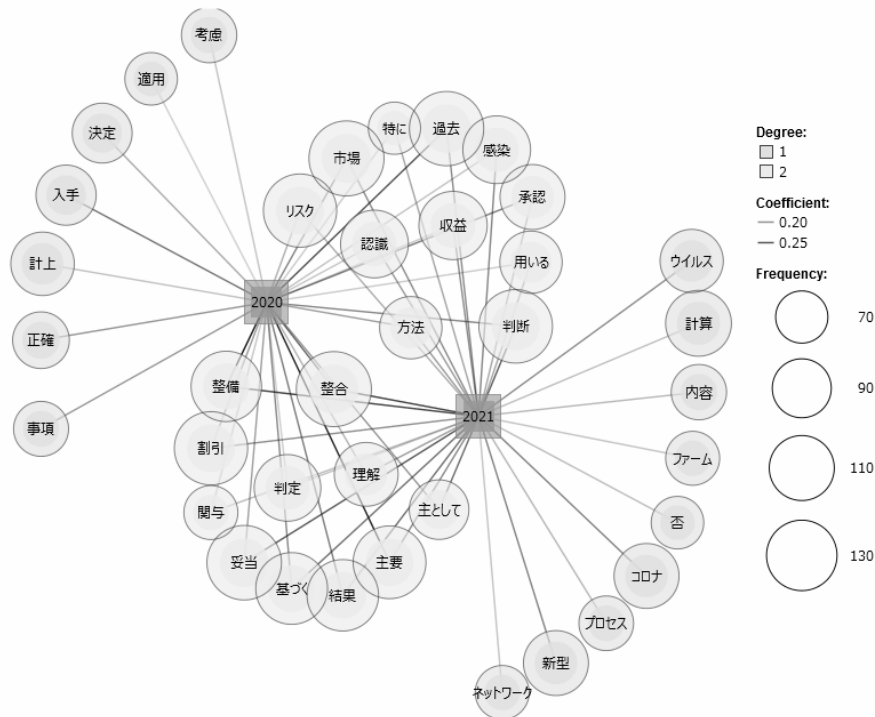
年・2021年の両年で出現していた。図 5-b の中程度出現 60 語の共起ネットワークでも 2021 年に顕著な単語としては「ネットワーク」「ファーム」があげられる。この 2 語は、「ネットワーク・ファーム」として「ネットワーク・ファームの専門家を関与させ」という表記の一部である。また、「内容・理由」と同様に、新型コロナウイルスの影響が 2021 年には念頭に置かれていることが分かる。「内容・理由」「対応」とともに、吉田（2021）の予想通り、KAM において新型コロナウイルスの影響がみられることを示している。

図5 「対応」の共起ネットワーク

【a 最頻出 61 語】



【b 中程度出現 60 語】



5. まとめ

本研究は日本における KAM の、導入最初期 2 年間の変化を定量的・定性的に明らかにすることを目的としている。2020 年 3 月期の KAM 早期適用企業をサンプルに、記述統計と簡易的なテキスト分析を行ったところ以下の点が明らかになった。第 1 に、KAM の項目は減少した。特にのれんの評価についての項目が減少している。第 2 に、KAM の文字数は増加した。そして、修正においては最新事情の追加、詳細な説明、説明の簡略化というパターンが顕著にみられた。第 3 に、新型コロナウイルスは KAM へも影響を与えており、文字数の増加につながった。この点は、テキストマイニングの結果によってもサポートされた。

このような変化はどのように解釈できるだろうか。本研究は限られたサンプルの、限られた期間の分析であることから、特定の解釈ではなく幅広い可能性を検討することが望ましい。第 1 が洗練化という解釈である。日本公認会計士協会（2021）は KAM についても詳細さと簡潔さを重視している。監査法人は 2020 年の早期適用時に KAM の記述の経験を積み、その経験が 2021 年決算期に無駄な項目を落とし、文章についてはより情報を豊富にするという形で反映されたのかもしれない。もしこの解釈が正しいのであれば、今後、項目数・文字数ともに今後収束していくと思われる。第 2 が、ボイラープレート化が早くも発生しつつある可能性である。2020 年 3 月期時点では、個々の監査法人の担当者の試行錯誤があったと思われる。しかし、2021 年 3 月期には、同時に発表された他社・他法人の KAM と同調するよう修正をしていった可能性がある。これも、第 1 の点と同様に、時間が経つにつれ項目数・文字数ともに今後収束していくと思われる。しかしながら、第 1 の点と異なり、文中に同じ表現が頻出することになり、情報価値が低下するはずである。情報価値の低下を明らかにするためには、やはり長期にわたりデータをとるとともに、内容分析や、TF-IDF やコサイン類似度のような自然言語処理の技術を用いて文章一致度を分析することが必要であろう。あるいは、ボイラープレート化している部分と固有の情報部分との比率を計算する必要があると思われる。第 3 が、時代を反映している可能性である。2020 年に世界中で感染拡大した新型コロナウイルスは、様々な形で経済活動に影響を与えた。新型コロナウイルスの感染拡大は、会計監査

人に対してミクロな対応変化を要求しているとも解釈できる。この解釈が正しい場合は、新型コロナウイルス感染拡大が収まったとき、あるいは、新型コロナウイルスが常態化したときに、項目・文字数が減少すると考えられる。第1-2点と同様に、ここでも長期間のデータが必要である。第4が、早期適用と強制適用という質的な違いを反映している可能性である。早期適用には意図があることが指摘されている。例えば、2004年3月から早期適用が開始された固定資産の減損について、経営者は自社の状況をもとに早期適用するかどうかを判断する、と指摘されている（榎本, 2007; 吉田, 2011）。本研究の結果も、固定資産の減損と同様に、2020年3月期の早期適用時は自社の状況が特に反映され、強制適用後の2021年3月期には、その状況がなくなったことが反映されている可能性がある。しかしながら、これらの可能性を検証するためには、会計監査人や企業側の担当者へのインタビューや質問票によって、早期適用の意図の分析が必要となるであろう。

本研究の既存研究への貢献は2点ある。第1が、これまで日本においては、KAMの早期適用企業についての一時点のスナップショットだった既存研究に、時系列の変化という視点を持ち込んだことである。時系列変化の視点を持ち込むことによって、新たな論点を検討する端緒となりうる。第2に、時系列変化を分析する際に、監査論・ディスクロージャの分野で近年注目が集まっているテキスト分析を利用したことである。単語の区切りが明確ではない日本語において、テキスト分析は困難であった。しかしながら、テキストマイニングやその他の自然言語処理技術の発展が、その難しさを解消し、多様な研究が発表されるようになった。それは、監査論の分野でも同様であり、諸外国と同様に日本においても、会計監査の実態についてテキスト分析を用いて接近する研究が増加していくことであろう。本研究は、その流れの一端として、文字数やテキストマイニングに加え、文章の差分という、これまであまり用いられてこなかったアプローチを導入し、2020-2021年の修正パターンを定量的・定性的に分析したことに意義があると思われる。

今後、より実証的な分析を進めていくためには、サンプル数・期間・当事者の意図などについての様々なデータと、さらなる発展的な方法論の採用が必要である。しかしながら、それらは本研究の問題点というよりもむしろ今後の研

究の方向性を示していると理解すべきである。

注釈

¹ Satoshi Sakaeda (Lecturer of Faculty of Business Administration in Musashino University, Japan, CPA)

² Yusuke Hoshino (Associate Professor of Faculty of Business Administration in Musashino University, Japan)

³ 企業会計審議会. (2018). 『監査基準の改訂に関する意見書』, 監査基準の改訂について二
主な改訂点とその考え方 1 (2) 参照。

⁴ 前掲注 3. 監査基準 第四 報告基準 二 2 (2)

⁵ 前掲注 3. 監査基準の改訂について 三 実施時期等 1。ただし、米国 SEC 上場企業は
2020 年 12 月期から早期適用が可能となっている。(内閣府令第五十四号 (平成三十年十一
月三十日) 附則 第二条第 3 項)

⁶ <https://www.iaasb.org/projects/auditor-reporting> (2021 年 9 月 8 日閲覧)

⁷ 例えば、第一生命ホールディングスの 2020 年有価証券報告「コーポレート・ガバナンス
の状況」内「①監査等委員会監査の状況」において、“監査法人、内部監査部門及び執行部
門とコミュニケーションを行い、適切な会計監査を実施するとともに、監査法人について
は当社及び当社グループを取り巻く環境に基づくリスク認識を踏まえた適切な監査計画で
あること、及び監査の方法が相当であることを確認いたしました。また、「監査上の主要な
検討事項（KAM, Key Audit Matter）」について、2020 年 3 月期決算に係る財務諸表監査か
らの導入に向け監査法人と協議するとともに、関連する情報開示の適切性・整合性等につ
いて確認いたしました。”と述べられているが、本研究では分析対象から除外している。

⁸ “Diff-Match-Patch”は以下で公開されている。

<https://github.com/google/diff-match-patch> (2021 年 9 月 1 日閲覧)

参考文献

Dyer, T., Lang, M., & Stice-Lawrence, L. (2017). The evolution of 10-K textual
disclosure: Evidence from Latent Dirichlet Allocation. *Journal of
Accounting and Economics*, 64(2-3), 221-245.

Iwata, H. 文書比較ツール. <http://lab.hidetake.org/diff/>. (閲覧日：2021 年 9 月
1 日).

Lang, M., & Stice-Lawrence, L. (2015). Textual analysis and international
financial reporting: Large sample evidence. *Journal of Accounting and*

Economics, 60(2-3), 110-135.

Melloni, G., Caglio, A., & Perego, P. (2017). Saying more with less? Disclosure conciseness, completeness and balance in Integrated Reports. *Journal of Accounting and Public Policy*, 36(3), 220-238.

Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB). (2017). The Auditor's Report on an Audit of Financial Statements When the Auditor Expresses an Unqualified Opinion and Related Amendments to PCAOB Standards. *PCAOB Release No. 2017-001*, <https://pcaobus.org/Rulemaking/Docket034/2017-001-auditors-report-final-rule.pdf>, (2021 年 9 月 1 日閲覧) .

榎本正博. (2007). 減損会計基準の適用における利益マネジメント―早期適用企業を用いた実証分析―. *管理会計学:日本管理会計学会誌: 経営管理のための総合雑誌*, 15(2), 41-56.

大瀧晃栄. (2020). 投資家からみた KAM の有用性と今後への期待 (特集 21 年 3 月期開始! 早期適用事例でみえてきた KAM 対応ポイント). *企業会計 = Accounting*, 72(11), 1506-1512.

加藤達彦. (2021). 監査上の主要な検討事項と情報開示-早期適用事例の分析から. *明大商學論叢*, 103(2), 45-58.

企業会計審議会. (2018). *監査基準の改訂に関する意見書*.

<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180706/1.pdf>, (2021 年 9 月 1 日閲覧)

小平高史. (2021). 「監査上の主要な検討事項（KAM）の早期適用に関する実態と分析: 強制適用初年度に向けて」の解説. *旬刊経理情報*, (1600), 32-36.

小松義明. (2018). 監査上の主要な検討事項（KAM）の制度と実態: イギリスとドイツの実務状況の分析を中心にして. *経営論集*, (36), 25-44.

小松義明. (2020). 監査上の主要な検討事項（KAM）の分析に関する一考察: R. クヴィックらの所説を中心にして. *同志社商学*, 71(6), 1289-1302.

齋藤朗宏. (2012). 日本におけるテキストマイニングの応用. *The Society for Economic Studies*. The University of Kitakyushu Working Paper Series.

佐久間義浩. (2021). < 論文> 監査上の主要な検討事項（KAM）に関連する文献レビューと日本における KAM の早期適用の状況. *経済論叢* =

Keizai-ronso: The Economic Review, 194(4), 1-19.

住田清芽. (2020). 早期適用企業の KAM 開示分析 (特集 21 年 3 月期開始! 早期適用事例でみえてきた KAM 対応ポイント). *企業会計= Accounting*, 72(11), 1481-1490.

千代田義央. (2019). 香港証券取引所に上場する日本企業における KAM の先行事例. *現代監査*, 2019(29), 55-64.

永井祐介. (2020). 住友商事の KAM 対応: 選定基準と記載内容, 社内コミュニケーション (特集 21 年 3 月期開始! 早期適用事例でみえてきた KAM 対応ポイント). *企業会計= Accounting*, 72(11), 1491-1497.

中村慎二. (2020). 監査上の主要な検討事項 (KAM) の早期適用事例. *資料版商事法務*, (437), 94-113.

原泰史・今川智美・大塚英美・岡嶋裕子・神吉直人・工藤秀雄・高永才・佐々木将人・塩谷剛・武部理花・寺畑正英・中園宏幸・服部泰宏・藤本昌代・三崎秀央・宮尾学・谷田貝孝・中川功一・HR 総研. (2020). 新型コロナウイルス感染症への組織対応に関する緊急調査: 第一報. *IIR Working paper*, WP#20-10.

服部泰宏・岡嶋裕子・神吉直人・藤本昌代・今川智美・大塚英美・工藤秀雄・高永才・佐々木将人・塩谷剛・武部理花・寺畑正英・中川功一・中園宏幸・宮尾学・三崎秀央・谷田貝孝・原泰史・HR 総研. (2020). 新型コロナウイルス感染症への組織対応に関する緊急調査: 第二報. *IIR Working paper*, WP#20-11.

樋口耕一. (2004). テキスト型データの計量的分析. *理論と方法*, 19(1), 101-115.

鉛山友紀子. (2021). 監査報告書における情報価値―KAM とその他開示情報との関係性について―. *西南学院大学大学院研究論集*, 12, 1-9.

松本祥尚. (2020). 監査報告書拡張の更なる進展. *同志社商学*, 71(6), 1333-1348.

水口啓子. (2020). 早期適用事例に見る KAM の意義 企業との対話を深める監査上の主要な検討事項の早期適用事例: より良い財務報告に向け, 監査報告書の記載充実が肝要に. *金融財政事情*, 71(42), 33-37.

- 日本公認会計士協会. (2020). 「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例分析レポート. *監査基準委員会研究資料第1号*, https://jicpa.or.jp/specialized_field/20201012fba.html. (2021年9月1日閲覧).
- 日本公認会計士協会. (2021). 監査報告書に係る Q&A. *監査基準委員会研究報告第6号*, https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210625ecb.html. (2021年9月1日閲覧).
- 矢澤憲一. (2020). テキストマイニングを用いた会計, 監査, ガバナンス研究の新たな潮流, そして二〇三〇年の監査研究. *会計*, 197(3), 297-308.
- 安田忍. (2020). 「監査上の主要な検討事項」の早期適用に関する一考察 (斎藤孝一教授 退職記念号). *南山経営研究= Nanzan management review*, 35(1), 201-213.
- 弥永真生. (2020). KAM 開示の法的検討: 取締役・執行役, 監査人の責任 (特集 21 年 3 月期開始! 早期適用事例でみえてきた KAM 対応ポイント). *企業会計= Accounting*, 72(11), 1474-1480.
- 吉田武史. (2011). 減損会計適用の効果とその経済的帰結―減損会計早期適用企業を中心として―. *横浜商科大学紀要*, 10, 209-240.
- 吉田剛. (2021). コロナ, 見積り開示会計基準, KAM との関係からみる論点 (21 年 3 月期決算目前! コロナによる減損処理への影響). *企業会計= Accounting*, 73(3), 353-360.
- 結城秀彦. (2020). 監査人の 8 つの課題: KAM 早期適用を踏まえて (特集 21 年 3 月期開始! 早期適用事例でみえてきた KAM 対応ポイント). *企業会計= Accounting*, 72(11), 1498-1505.
- 渡部美紀子. (2021). パンデミックに関するディスクロージャーの変化: 有価証券報告書の事業等のリスクにおいて説明された内容を中心として. *人文社会科学論叢*, (30), 61-87.